

密猟から野鳥たちを守りましょう！

● 密猟を追放しましょう!! ●

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、国内野鳥の捕獲は原則禁止されています。無許可で野鳥の捕獲を行えば「密猟」となり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられます。

● かすみ網は所持・使用できません!! ●

密猟で使用される、「かすみ網（はり網のうち棚糸を有するもの）」は、これを使って野鳥を捕獲することはもちろん、販売・配布・捕獲目的での所持についても法律で原則禁止されており、違反すると6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

密猟やかすみ網の所持・使用をみかけた方は、

下記の県民事務所等の環境保全課までご一報ください！！

- | | | | |
|------------|-----------------|---------------|-----------------|
| ○自然環境課 | 052-954-6230(直) | ○海部県民事務所 | 0567-24-2111(代) |
| ○東三河総局 | 0532-35-6113(直) | ○知多県民事務所 | 0569-21-8111(代) |
| ○新城設楽振興事務所 | 0536-23-2117(直) | ○西三河県民事務所 | 0564-23-1211(代) |
| ○尾張県民事務所 | 052-961-7211(代) | ○西三河県民事務所豊田庁舎 | 0565-32-7494(直) |